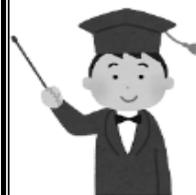




令和6年12月2日から 病院に何を持っていくの？

A. 次のいずれかをお持ちください
「紙の保険証(有効期限内の被保険者証)」
「マイナ保険証」 「資格確認書」



紙の保険証とは？



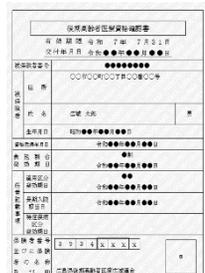
- ・ 令和6年12月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者となった方にお渡ししている「被保険者証」です。
- ・ 有効期限（最長 令和7年7月31日）までお使いいただけます。
- ・ 使い方は変わりません。病院等の窓口へ見せてください。
- ・ 住所変更などで記載内容が変更となった場合には、「資格確認書」を交付します。
- ・ 限度額適用認定証（灰色）や限度額適用・標準負担額減額認定証（緑色）をお持ちの方は、紙の保険証と一緒に病院等の窓口へ見せてください。

マイナ保険証とは？



- ・ 保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- ・ 病院等に設置しているカードリーダーで受付をしてください。
- ・ 保険証利用登録は、マイナポータルや病院等のカードリーダー、セブン銀行のATMから行うことができます。
- ・ マイナ保険証で受付をし、負担区分等の確認に同意をすれば、窓口負担額が自己負担限度額までになります。
- ・ 保険証利用登録を解除したい方は、申請書の提出により、解除ができます。
- ・ 保険証利用登録をしているかは、マイナポータルで確認できます。

資格確認書とは？



- ・ 令和6年12月2日から、紙の保険証が交付できなくなったことで、新しく作られた書類です。
- ・ 紙の保険証と同じ大きさで同じ色（水色）です。
- ・ 使い方は、紙の保険証と同じです。病院等の窓口へ見せてください。
- ・ 必須記載事項と任意記載事項があり、任意記載事項は申請書の提出により、記載・削除が可能です。（詳細は、裏面を参照してください。）

後期高齢者医療制度に新たに加入された方や、紙の保険証の記載事項が変更となった方は、マイナ保険証利用登録の有無に関わらず、令和7年7月31日まで「資格確認書」が交付されます。



裏面もご覧ください。

資格確認書の記載事項について

- ❁ 必須記載事項は、病院等で保険情報を確認するための最低限の項目です。
- ❁ 任意記載事項には、「一部負担限度額区分（及び長期入院該当日）」「特定疾病区分」の項目があり、記載または削除を選ぶことができます。記載または削除をする場合には、申請が必要です。
- ❁ 「特定疾病療養受療証」はこれまでどおり紙の証で交付され、お持ちの紙の受療証についてもこれまで同様にお使いいただけます。
- ❁ 一部負担限度額区分の記載（これまでの限度額認定証）がなくても、病院等の職員がオンライン資格確認で負担区分等を照会することに被保険者が同意すれば、窓口負担額が自己負担限度額までになります。

チェック☑

以下については、今後も申請が必要です。

- ・ 長期入院該当（過去12ヶ月の間で低所得者Ⅱ相当の適用を受けていた期間の入院日数が90日を超えた場合）の、入院時の食費減額の認定
- ・ 人工透析を必要とする慢性腎不全や血友病等の療養を受けていることの認定

マイナ保険証をお持ちの方へ

- ❁ 入院、施設入所などの理由でマイナ保険証による受診が困難な方や、マイナンバーカードを返納する予定の方などは、申請により翌年度以降も「資格確認書」を交付することができます。
詳細は、お住まいの市区町の後期高齢者医療制度担当課へお問い合わせください。

チェック☑

DV被害者等でマイナポータル等が閲覧できない設定をしている方は、来年度以降、職権で「資格確認書」を交付します。

ポイント 後期高齢者医療制度の限度額適用認定証（灰色）や限度額適用・標準負担額減額認定証（緑色）についても12月2日から交付できませんが、有効期限まではお使いいただけます。

ポイント 毎年7月下旬に、マイナ保険証の保有状況により、8月からお使いいただける書類を送付します。（手続き不要）

ご不明な点があれば

お住まいの市区町の後期高齢者医療制度担当課 または
広島県後期高齢者医療広域連合（082-502-3010）へ
お問い合わせください。

